

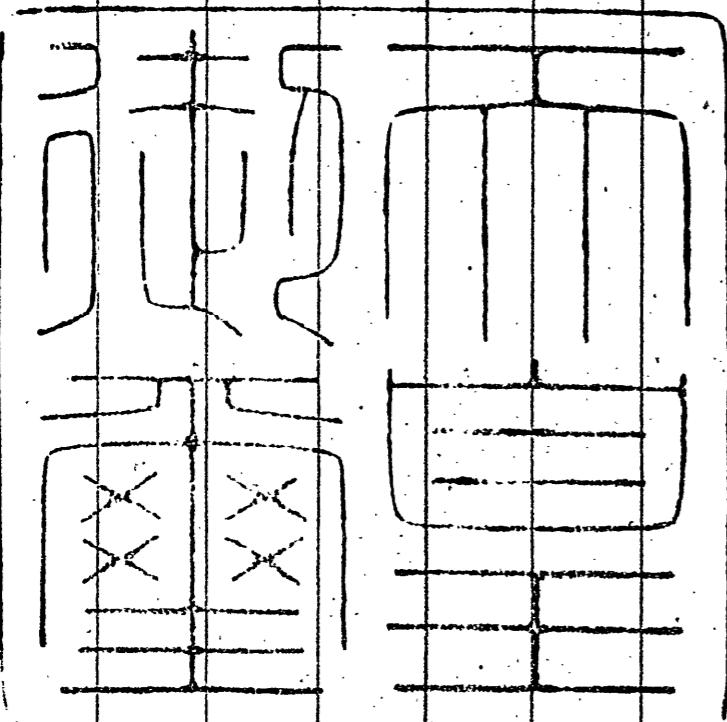
總

勅令第二百九十八號

281

朕は、昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム宣言の受
諾に伴ひ發する命令に關する件」に基く住宅緊急措置
令の一部を改正する勅令を裁可してこれを公布せしむる。

裕仁



内

閣

昭和二十一年五月三日

内閣總理大臣 者 田 義

總
門

勅令第十九號

住宅緊急措置令を次のやうに改正する。

第二條第一項中「並ニ空住宅及之ニ準ズベキ住宅」を「及空住宅」に、
同條第二項中「恩賜財團職員援護會」を「恩賜財團同職援護會」に、
同條第三項中「當該建物等ヲ使用セントスル者」を「前項ニ掲タル者ニシテ當該建物等ヲ使用セントスル者ノ」に改め、同條第三項中「又ハ之ニ準ズベキ住宅」を削る。

第十三條ノ二 住宅（寄宿會及空住宅ヲ除ク）ニシテ使用上著シ

總

第十二條ノ四 前條第一項ノ規定ニ依ル勧奨ヲ受ケタル者ガ貸付
ノ為サザル場合ニ於テ地方長官が必要アリト認ムルトキヘ其ノ

方長官ノ指定期スル戦災者等ニ貸付タベキ面ヲ勧奨スルコトヲ得
地方長官が前項ノ規定ニ依ル勧奨ヲ爲スコトヲ得ルヘ當該住宅
ガ構造上三以上ノ世帯ヲ各別ニ收容シ得ベキセノト認ムル場合
ニ限ル

第十三條ノ四 前條第一項ノ規定ニ依ル勧奨ヲ受ケタル者ガ貸付
ニ依リ餘裕住宅ノ占有者又ハ占有者ニ對シ當該住宅ノ一部ヲ地
方長官ノ指定期スル戦災者等ニ貸付タベキ面ヲ勧奨スルコトヲ得
地方長官が前項ノ規定ニ依ル勧奨ヲ爲スコトヲ得ルヘ當該住宅
ガ構造上三以上ノ世帯ヲ各別ニ收容シ得ベキセノト認ムル場合
ニ限ル

第十四條ノ四 前條第一項ノ規定ニ依ル勧奨ヲ受ケタル者ガ貸付
ノ為サザル場合ニ於テ地方長官が必要アリト認ムルトキヘ其ノ
占有者ニ對シ其ノ住宅ノ一部ニ付範囲ヲ指定シ同項ノ地方長官ノ指
定期スル者ニ之ヲ貸付タベキ面ヲ勧奨スルコトヲ得

卷之三

前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ當該住宅ニ付機種ヲ有スル者ニ
シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十三條ノ五 第十三條ノ五ノ規定ニ依ル鑑契又ハ前條ノ規定
依ル命令ニ基ヤテ端シタル賃貸借ニ付賃貸人ニ於テ已ムラ得
ル事由アルトキハ地方長官ノ許可受ケ借家法第三條第一項ノ規
定ニ拘ラズ一月前ニ其ノ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ賃借人
ニ對シ立退其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ大地方長官必要アリト認ムルトキハ論裕住宅ト
ラルル住宅ニ付當該官吏ヲシテ曰出事務局沒迄ノ間住宅、宅地
其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ當該住宅ノ所有者又ハ占有者ハ正當ノ事由
ルニ非サレバ同項ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ當該官吏フシテ檢査ヲ爲サシムル場合ニ於

元の莫大な身分で元の職場に就くには、

第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ職權ハ之ヲ市町村長一市町村ノ
額及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長ヲ含ムヲレヲ行ハ
シムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第一項及前項中當該官吏トア
ルハ當該吏員トス

第十五條ノ二 第十三條ノ四又ヘ第十三條ノ五第三項ノ規定ニ依
ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條ノ三 第十三條ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ漏サズ又ヘ虚偽
ノ届出ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條ノ四 法人ノ代表者又ヘ法人若ヘ人の代理人、使用人其
ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ヘ人の業務ニ關シ前二條ノ違反行為
ヲ爲シタルトキヘ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ヘ人ニ對シ各
本條ノ罰金刑ヲ科ス

兩
則

この場合は、公布の日から、これを施行する。